

マグカル推進事業補助金に関するQ & A

補助の対象となる事業について

問：映画や演劇で、神奈川県をロケ地として、完成後は神奈川県内での上映、公演も含め、活動する事業は補助の対象になりますか。

答：上映や公演の主会場が神奈川県内であれば補助の対象となります。

マグカル推進事業補助金の募集要項の「2 補助の対象となる事業」及びマグカル推進事業補助金交付要綱の第3条で、「複数の実施場所（主会場が県内であれば、他都道府県で併せて実施することも可能。ただし、補助対象は県内での実施分のみ。）」にまたがる事業や、複数の日程にまたがる事業、同一年度内で複数回に分けて実施する事業も可」としていますので、神奈川県内が主会場であることが前提条件です。

問：補助対象経費 10 万円前後の事業など、額の大きくない事業は補助の対象になりますか。

答：補助の対象となります。

この補助金は、本県の文化芸術の魅力を発信し、国内外から多くの方々を引きつける、神奈川文化プログラムの核となる事業を求めており、補助対象経費の下限は設けておりません。

なお、評価項目はマグカル推進事業補助金の募集要項の「2 補助の対象となる事業」内にありますので、御参照ください。

問：補助の額は、補助対象経費の3分の1で上限 300 万円ですので、補助対象経費 1 千万円規模の事業を想定していると考えますが、これを大幅に超える（数千万円～億円規模）事業は補助の対象になりますか。

答：補助の対象となります。

この補助金は、本県の文化芸術の魅力を発信し、国内外から多くの方々を引きつける、神奈川文化プログラムの核となる事業を求めており、補助対象経費の上限は設けておりませんので大規模な事業も補助金交付の申請ができます。この場合でも補助金の上限は 300 万円です。

なお、評価項目はマグカル推進事業補助金の募集要項の「2 補助の対象となる事業」内にありますので、御参照ください。

問：自治体を実施する事業は補助の対象になりますか。

答：補助の対象ではありません。

マグカル推進事業補助金交付要綱の第1条で、「民間団体」としています。

問：指定管理料または補助金を受けて運営している団体の事業は、マグカル推進事業補助金の募集要項の「4 補助の対象とならない事業」の「(4) 国、他の地方自治体又は公益法人から補助対象経費の2分の1以上の補助金、助成金を受けている事業」として、補助の対象とならない事業に当てはまりますか。

答：全額指定管理の事業や一部補助金の自主事業、完全な自主事業など、様々な事業が想定されますので、補助金の交付を申請する事業ごとに「補助対象経費の2分の1以上の補助金、助成金を受けている事業」かどうかを御判断ください。

補助の対象となる事業の実施期間について

問：平成30年度に実施した事業や交付決定日以前に開催した事業は補助の対象ですか。

答：補助の対象ではありません。

マグカル推進事業補助金の募集要項の「3 補助の対象となる事業の実施期間」で、「補助金の交付決定日以降に開始し、年度内に終了するもの」としています。

問：平成32年度に実施する事業や、年度をまたぐ事業は補助の対象ですか。

答：補助の対象ではありません。

マグカル推進事業補助金の募集要項の「3 補助の対象となる事業の実施期間」で、「補助金の交付決定日以降に開始し、年度内に終了するもの」としています。

補助金の交付申請様式について

問：団体で複数の文化施設を所管しているので、各施設から補助金の交付を申請してよいですか。

また、「(様式4) 団体調書」の「団体の主催した公演・展示等の実績」欄に、団体の実績ではなく施設の実績を記入してもよいですか。

答：補助金の交付申請は団体からとなります。「(様式1) マグカル推進事業補助金交付申請書」の「事務局所在地」欄に施設名を併せて御記入ください。

なお、各団体からの補助金の交付申請数は限定していません。複数の申請も御検討ください。

また、「(様式4) 団体調書」の「団体の主催した公演・展示等の実績」欄に、施設の実績を御記入いただくのは問題ありません。その場合、施設の実績であることがわかるようにしてください(例 末尾に「〇〇ホールの実績」と記入 など)。

問：「(様式3) 収支予算書」には、希望補助金額を含んだ予算を記入するのでしょうか。

答：補助の額は、補助対象経費の3分の1ですので、希望補助額を含んだ予算を御記入ください。

補助金の採択について

問：補助金交付の申請書類に問題が無ければ、補助金は交付されますか。

答：審査・選考を行い、予算の範囲内で補助金の交付決定を行いますので、条件を満たしていても必ずしも採択されるとは限りません。

マグカル推進事業補助金の募集要項の「8 補助の決定」で、「審査・選考を行い、予算の範囲内で補助対象事業と補助の額を決定」することとしています。

なお、不採択となった場合、当募集の趣旨にふさわしいと県が判断した事業につきましては、事前に連絡の上、神奈川文化プログラムとして認証し、「マグカル・ドット・ネット」にも掲載させていただきますので、ぜひ補助金交付の申請を御検討ください。

※ 神奈川文化プログラム認証制度についてはこちら

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f537313/>

マグカル・ドット・ネットについてはこちら

<https://magcul.net/>

補助金額の計算について

問：雨が降るなどして、当日の自主事業収入が減額になったような場合、総事業費が減となりますが、補助金の返還が生じますか。

例： ①総事業費 150 万円、補助金額 50 万円

(雨天などで 30 万円収入減)

⇒②総事業費 120 万円、補助金額 40 万円 となるのか

答：補助対象は、総事業費ではなく、補助対象に要する直接経費のうち、補助対象外経費を除く経費です。

そのため、収入が減額となっても補助対象経費が減額とならない場合は、補助金の返還は生じません。

例： ①総事業費 150 万円、補助対象経費 120 万円、補助金額 40 万円

(雨天などで 30 万円収入減)

⇒②総事業費 120 万円、補助対象経費 120 万円、補助金額 40 万円

反対に、雨天などで事業を実施しなかったことにより、補助対象経費が減額となった場合は、補助金の返還が生じます。

例： ①総事業費 150 万円、補助対象経費 120 万円、補助金額 40 万円

(雨天などで 30 万円収入減、出演料などの補助対象経費が 15 万円不要になった)

⇒②総事業費 120 万円、補助対象経費 105 万円、補助金額 35 万円

補助対象経費については、マグカル推進事業補助金の募集要項の 4～7 を御覧ください。